

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

吹田市の個人住民税システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容 ※	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1)個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内容を変更した場合、変更した内容を通ずる。 5 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に従い、以下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1)住登外システムから個人番号を取得する。 (2)課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネットワークCS端末より、個人番号を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 (3)未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップロードし、団体内統合宛名システムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。

	(2) 中間サーバを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 (3) 中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4) 中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。 ＜中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞ 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)		
③対象人数	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	個人住民税システム		
②システムの機能	【課税準備事務向け機能】 1 給報総括表作成機能 : 給与支払報告書総括表を作成する。 2 新年度個人基本作成機能 : 宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 3 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。 【賦課決定事務向け機能】 1 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 2 当初特別徴収帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 当初普通徴収帳票作成機能 : 普通徴収納税通知書・納付書を作成する。また普通徴収分と併せて公的年金等特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 4 他システム用連携ファイル作成機能(当初用) : 当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【賦課更正事務向け機能】 1 異動特別徴収帳票作成機能 : 異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)及び、各対象一覧・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 2 異動普通徴収帳票作成機能 : 異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 他システム用連携ファイル作成機能(異動分) : 異動分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【調査事務向け機能】 1 資料連絡箋作成機能 : 資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養是正データ及び申告漏れ対象者データを作成する。 2 住登外課税通知作成機能 : 住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。 3 市外扶養調査機能 : 扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、中間サーバによる被扶養者の所得照会や被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。		

	【オンライン機能】 1 個人基本照会・登録・変更機能 : 賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 2 資料照会機能 : 資料情報の照会を行う。資料併合結果を照会する。 3 賦課照会・登録・変更機能 : 賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 4 事業所照会・登録・変更機能 : 事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 5 帳票発行機能 : 証明書・所得等回答書・事業所/家屋敷課税照会書・住登外課税通知書(294条3通知)・納税通知書・普通徴収納付書・税額通知書・減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)の発行、再発行を行う。 【運用管理機能】 1 管理外データ削除機能 : 年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 2 EUCデータ作成機能 : EUC向けデータを作成する。 【その他機能】 住民税課税支援システム連携 : 住民税課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、住民税課税支援システムから連携ファイルを受け取り、データを更新する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (住民税課税支援システム、ズバツと課税状況)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 2 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。 3 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。 4 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の照会・登録・更新を行う機能。 5 証明発行機能 各種税証明書を出力する機能。 6 利用者ID対応づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。 7 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。 8 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。 9 宛名情報連携機能 住登外システムより宛名情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (住登外システム)

システム3	
①システムの名称	ズバツと課税状況(課税状況調 for MICJET)
②システムの機能	1 総務省電子調査表連携機能 総務省配布の電子調査表(エクセルファイル)へ連携する。 2 端数処理確認機能 端数処理前と端数処理後の2種類を画面表示し、端数処理の比較確認を行う。 3 CSVファイル出力機能 端数処理前と端数処理後の内容でCSVファイルを出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)
②システムの機能	1 申告データの審査と管理 2 申請・届出データの審査と管理 3 申告データの連携 4 特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1 国税連携データ送受信機能 国税庁から送信される確定申告書等に係るデータ、法定調書データを受信する。また、扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。 2 データ管理等機能 各地方公共団体は、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民税課税支援システム
②システムの機能	1 給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能:給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検算や、他市回送処理を行う。 2 申告受付機能:確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 3 申告受付後チェック:登録された各課税資料のチェックを行う。 4 イメージ管理機能:ドキュメントスキャナで読み取りを行った課税資料や、国税連携システム等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。 5 国税連携機能:KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。 6 合算機能:各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1 認証・ポータル機能 業務システムを起動するためのポータル画面を提供し、認証成否や業務システム起動のログ管理を行う。 2 システム間連携・変換機能 業務システム間でのデータ連携基盤として、データ授受機能、文字コード・業務コード等の変換機能を提供する。 3 統合データベース・共通データ管理機能 各業務システムが管理するデータを統合し、副本として管理する。 4 統合運用管理機能 統合運用管理機能として、システム監視、通報、ジョブ管理、バックアップの機能を提供する。 5 外字管理機能 外字の一元管理及び、配信を行う。 6 共通印刷機能 業務システムが出力する帳票(印刷ジョブ)を集中管理し、再印刷及び印刷履歴ログを管理する。 7 証明発行機能 障害発生時など各業務システムが使用できない場合に、証明発行業務を継続する環境を提供する。 8 ファイル共有機能 利用者間のデータのやり取りを行う上でのデータ保管場所(共有フォルダ)を提供し、アクセス管理を行う。 9 統合ハードウェア 仮想化技術を用いたハードウェア統合により、複数のシステムでハードウェアを共有する。 10 クライアント管理 PC及び仮想化デスクトップの管理を行う。 11 セキュリティ管理機能 ウィルス対策機能、パッチ適用機能を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (庁内他課システム)

システム8	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 システム接続機能 中間サーバと税務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (住登外システム、中間サーバ)

システム10	
①システムの名称	住登外システム
②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能 4 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。 5 住記連携機能 住民記録システムの異動データを住登外システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 6 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 7 宛名情報連携機能 団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム12

①システムの名称	証明書交付システム	
②システムの機能	1 システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に应答して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他（証明書交付センター	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル名

個人住民税特定個人情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

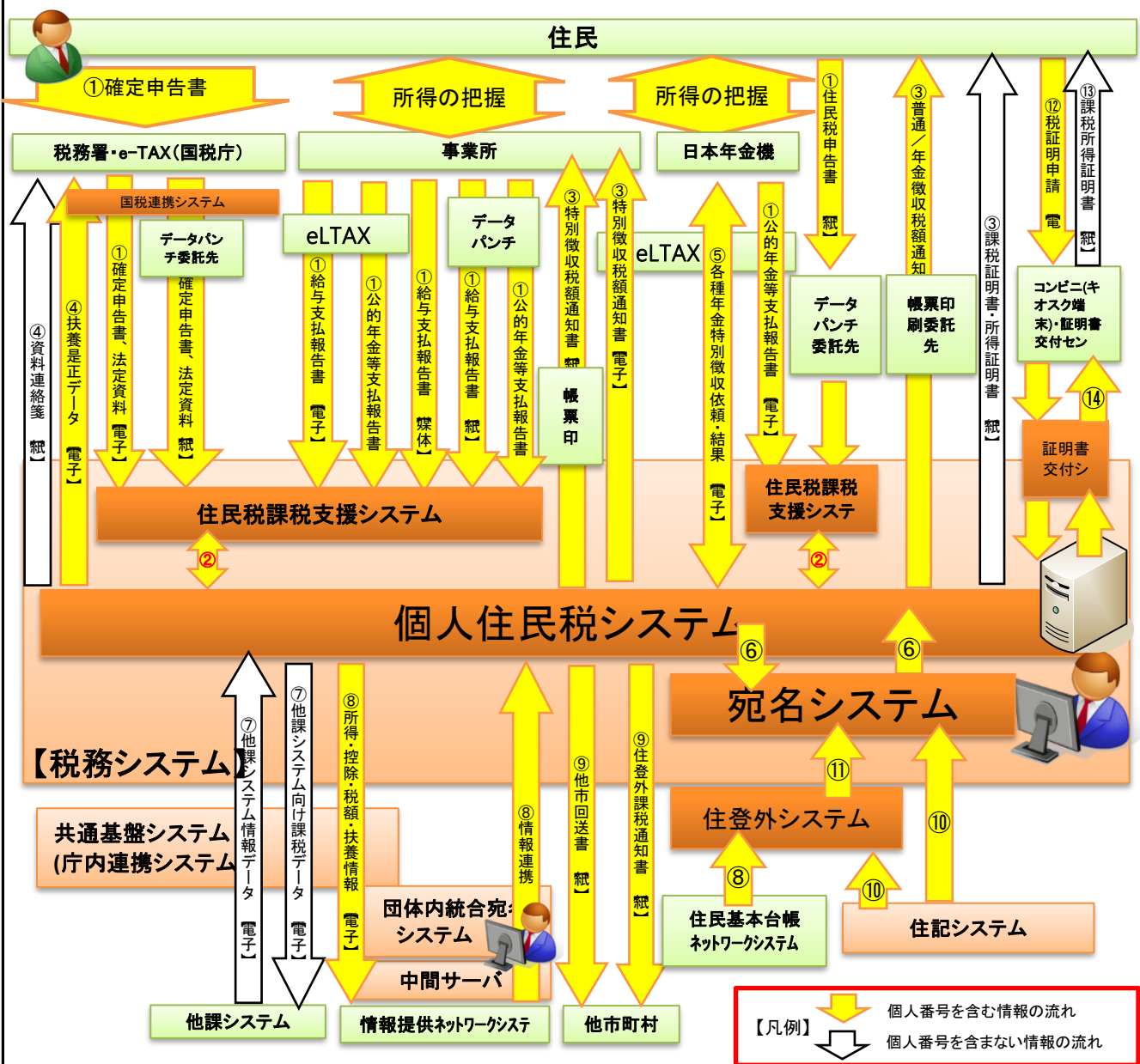
①事務実施上の必要性	1 番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料を受け付けることとなり、受け付けた課税資料は個人住民税システムで管理され、賦課データを作成する。従って個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。
②実現が期待されるメリット	1 各種申請・申告等に必要な添付書類の省略 2 本人特定の効率化 3 本人確認情報を利用することによって、住所や所得等の本人情報を正確かつ迅速に把握できることにより、事務の効率化に資する。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 以上の法令上の根拠より、個人住民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	
--------	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項:1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、法定資料)を受け、住民税課税支援システムへ取込む。課税資料を取込むにあたり、データパンチ委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。
- 住民税課税支援システムにて、受付けたデータは、一括で個人住民税システムへ連携する。また取込んだ課税資料について、個人番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- 課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い、通知書を作成して事業所・住民へ送付する。また証明書も個人住民税システムから発行するが、証明書には個人番号は含まれない。
- 調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡箋・扶養是正データを税務署(国税庁)へ送付する。
- 年金特別徴収の各種通知情報のやりとりについて、個人番号を追加する。
- 宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また課税資料より個人番号を取得し、宛名システムで保有する個人番号と宛名番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- 当初課税時、異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- 当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を中間サーバへアップロードする。また情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報を参照する。なお、個人番号が未登録の住登外者の申告は、住民基本台帳ネットワークシステムを介して4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に該当個人の個人番号を取得し、住登外システムに登録する。
- 他市町村へ資料の回送(個人番号含む)、住登外課税通知書(個人番号含む)を送付する。
- 住登者の異動情報を受取る。

- 11 個人住民税業務全般において、個人番号や本人確認情報を利用できるよう、宛名システムへの連携を行う。
- 12 住民からコンビニ等のキオスク端末で、税証明の申請を受け付ける。(個人番号カードを利用)
- 13 住民にコンビニ等のキオスク端末にて証明書交付システムにより作成した証明書を交付する。
- 14 証明書のデータを証明書交付システムに連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	
	その必要性	・個人住民税業務における本人確認のため ・納税通知書等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日) : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先 : 納税義務者への問合せに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、障害者福祉関係情報 : 住民税賦課に必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	税務部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、国民健康保険課、高齢福祉室、障がい福祉室、生活福祉室 ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者 ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） [☐] 民間事業者 （ 給与支払報告書提出元、年金保険者 ） [☐] その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX ）
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、法定資料を受け取る(毎年1月～5月頃にかけて複数回入手) 【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際、住登外システムを通じ入手する。 ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを介護システムより毎月入手する。 ・その他課税事務上必要な情報を、当初課税時期に入手する。 【他機関より入手】 ・年金保険者より毎年5月に年金特別徴収対象者データを受け取る。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書については、地方税法で提出先、提出時期が規定されている。また、地方税法施行規則で様式が規定されている。 ・確定申告書については、国税通則法で個人番号を記載することが規定されている。また、番号法の規定により市町村において国税連携システムより入手が可能である。 【庁内連携により入手】 ・番号法で他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めると規定されているため、必要な時期に情報を入手している。 【他機関より入手】 ・年金保険者による市町村に対する通知において地方税法で提出先、提出時期が規定されている。また、地方税法施行規則で個人番号を通知することが規定されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法において規定されている。ただし入手は調査が必要になった場合に限る。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法において規定されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。

⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・地方税法第317条の2(総務省令で定める)、第317条の6第1項及び第4項(総務省令で定める)、国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等)において規定されている。 【庁内連携により入手】 ・番号法第14条第1項において他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる旨が規定されている。 【他機関より入手】 ・地方税法第321条の7の3(総務省令で定める)において規定されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し住民基本台帳法第30条の7第4項に規定する機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号及び第9号において規定されている。	
⑥使用目的 ※	1 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 2 納税者が納税申告書を提出する際、各種添付資料が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、納税課、債権管理課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 課税準備事務 住民税申告書に個人番号を出力し発送する。(当面は出力しない。) 2 課税資料受付事務 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 3 当初賦課事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・納税通知書等に個人番号を記載する。(当面は記載しない。) 4 賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。(当面は記載しない。) 5 調査事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。	
	情報の突合 ※	・内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。

⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		課税資料のデータパンチ	
①委託内容		紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	
	その妥当性	件数が多く、また繁忙期中であるため、職員で作業が行えないため。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ ☐ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	
⑥委託先名		日本コムシンク株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		納税通知書の印刷	
①委託内容		データを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し封入封緘まで行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	
	その妥当性	職員による誤封入の回避 大量印刷可能なプリンタは高額なため、コスト削減のため大量印刷は外部委託としている。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、市ホームページにて公表
⑥委託先名		共同印刷西日本株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		税務システムのうち共通基盤関連部分の運用、保守
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
	その妥当性	システム運用のための作業であり、基幹系システムである税務システムの運用は専門知識が必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (管理区域にてシステムを直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、市ホームページにて公表
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき許諾。
	⑨再委託事項	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。

委託事項4		税務システム(個人住民税システム含む)の保守、証明書交付システムの保守
①委託内容		税務システムに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
	その妥当性	税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (管理区域にてシステムを直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、市ホームページにて公表
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき許諾。
	⑨再委託事項	税務システム(個人住民税システム含む)のアプリケーション保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (77) 件 ☐ 移転を行っている (64) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	別紙1の「提供先における用途」欄に掲げる事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月中旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先2～5	
提供先2	吹田市教育委員会 学校教育部 学務課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号 吹田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項
②提供先における用途	学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務(学校保健安全法の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)

⑦時期・頻度	地方税関係情報の決定・変更が発生した都度、随時
提供先3	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 地方税ポータルシステム(eLTAX)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	当初課税時(5月)及び更正時(毎月2回)
提供先4	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収に関する事務
③提供する情報	年金特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 地方税ポータルシステム(eLTAX)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	税額通知(7月)、停止通知(月1回)、変更通知(9月から12月の月1回)
提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税徴収のための調査
③提供する情報	扶養控除是正対象者、確定申告提出者の未申告の所得
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	所得税の納税義務のある納税義務者

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	月1回
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人住民税の賦課
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る課税資料
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	随時
移転先1	番号法別表に定める各事務の所管部署(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表
②移転先における用途	別紙2の「移転先における用途」欄に掲げる事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	地方税関係情報の決定・変更が発生した都度、随時

移転先2	吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項に定める各事務の所管部署(別紙3参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則別表1
②移転先における用途	別紙3の「移転先における用途」欄に掲げる事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の決定・変更が発生した都度、随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1 吹田市における措置 入退室管理区域内に設置するサーバ内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1)サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2)特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 4 ベンダクラウドにおける措置 外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理
	②保管期間	期間 ＜選択肢＞ [6年以上10年未満] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない その妥当性 地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年間経過までは保管が必要
③消去方法		
1 吹田市における措置 (1)保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) (2)ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3 証明書交付システムにおける措置 証明書交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近の税情報のみを保管するようにしている。 4 ガバメントクラウドにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3)既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
7. 備考		
コンビニ交付サービスにおいて、証明書交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、証明書交付センター、コンビニ事業者等のキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から消去される。		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

● 1. 個人住民税特定個人情報ファイル

1.世帯番号、2.続柄、3.生年月日、4.前年12月31日年齢、5.本年1月1日年齢、6.性別、7.個人基本種別、8.個人基本廃止理由、9.通称名優先区分、10.在留期間開始日、11.在留期間終了日、12.カナ氏名、13.漢字氏名、14.カナ通称名、15.漢字通称名、16.住所、17.方書、18.宛名異動日、19.宛名異動理由、20.住民日、21.住定日、22.消除日、23.納税者番号、24.本籍地、25.筆頭者名、26.本人障害区分、27.生活扶助区分、28.個人基本寡フ区分、29.個人基本勤学区分、30.無申告調査結果、31.無申告調査結果内容、32.特記、33.特記情報、34.翌年申告書発送区分、35.生活扶助開始日、36.生活扶助廃止日、37.無申告調査、38.住民税申告書通知日、39.催告通知書通知日、40.最終催告通知書通知日、41.否認理由、42.基礎年金番号、43.年金保険者番号、44.更新年月日、45.課税年度、46.宛名番号、47.履歴番号、48.徴収区分、49.課税区分、50.指定番号、51.受給者番号、52.控配区分、53.特定扶養、54.内同居老親、55.老人扶養、56.その他扶養、57.同居特別障害、58.特別障害、59.その他障害、60.未成年者区分、61.老年者区分、62.寡フ区分、63.勤労学生区分、64.均等割区分、65.確申青白区分、66.専従その他、67.専従者控除額、68.本人専従区分、69.非課税、70.更正事由、71.異動戻り先履歴番号、72.減免理由、73.減免区分、74.減免割合、75.異動年月日、76.開始月期、77.済月期、78.個人基本履歴番号、79.事業所基本履歴番号、80.事業所課税履歴番号、81.事業所家屋敷課税区分、82.特定居住損区分、83.住宅取得控除可能額、84.公共寄附金支払額、85.他寄附金支払額、86.市一寄附金支払額、87.府一寄附金支払額、88.居住開始年月日、89.租税条約免税給与収入、90.甲欄給与収入、91.その他給与収入、92.専従者給与収入、93.給与収入、94.公的年金収入、95.特徴年金収入、96.その他年金収入、97.専従者給与所得控除額、98.給与所得控除額、99.特定支出控除額、100.年金所得控除額、101.総短譲渡特別控除額、102.総長譲渡特別控除額、103.一時特別控除額、104.山林特別控除額、105.営業等所得、106.農業所得、107.特定肉牛売却所得、108.租税条約免税所得、109.不動産所得、110.利子所得、111.配当所得、112.国一配当所得、113.内配当控除適用外、114.国一内配当控除適用外、115.内証券投資信託、116.国一内証券投資信託、117.内一般外貨建投信、118.国一内一般外貨建投信、119.甲欄給与所得、120.専従者給与所得、121.給与所得、122.公的年金所得、123.その他雑所得、124.雑所得計、125.総合短期譲渡所得、126.総合長期譲渡所得1の2前、127.一時所得1の2前、128.変動所得、129.過年変動所得、130.過々年変動所得、131.臨時所得、132.平均課税対象額、133.分短一般特前、134.分短軽減特前、135.分長一般特前、136.分長優良特前、137.分長居住特前、138.株式等譲渡所得、139.特定上場株式所得、140.退職所得、141.特徴年金所得、142.その他年金所得、143.上場株式配当所得、144.非課税一他所得、145.非居住者特例所得、146.特定居住損、147.総合長期譲渡所得1の2後、148.一時所得1の2後、149.控除判定合計所得、150.国一控除判定合計所得、151.合計所得金額、152.国一合計所得金額、153.総所得純損失、154.株式譲渡純損失、155.特定上場株式純損失、156.先物取引純損失、157.特定居住用譲渡損、158.山林所得純損失、159.翌年度株式譲渡繰越、160.翌年度先物取引繰越、161.上場株式配当純損失、162.雑損失、163.総所得金額等、164.国一総所得金額等、165.総所得金額、166.株式等譲渡特後、167.先物取引所得、168.上場株式配当特後、169.分短一般特別控除額、170.分短軽減特別控除額、171.分長一般特別控除額、172.分長優良特別控除額、173.分長居住特別控除額、174.分離譲渡特別控除額計、175.分短一般所得、176.分短軽減所得、177.分長一般所得、178.分長優良所得、179.分長居住所得、180.山林所得、181.雑損控除、182.医療費控除、183.社会保険料控除、184.小規模企業共済等掛金控除、185.一般生保支払額、186.個人年金支払額、187.長期損保支払額、188.配偶者合計所得、189.新一般生保支払額、190.新個人年金支払額、191.介護医療保険料支払額、192.生命保険料控除、193.寡フ控除、194.勤労学生控除、195.障害者控除、196.配偶者特別控除、197.配偶者特別控除、198.扶養控除、199.地震保険料控除、200.基礎控除、201.所得控除計、202.国一生命保険料控除、203.国一寄附金支払額、204.国一寄付金控除、205.国一寡フ控除、206.国一勤労学生控除、207.国一障害者控除、208.国一配偶者控除、209.国一配偶者特別控除、210.国一扶養控除、211.国一地震保険料控除、212.国一基礎控除、213.国一所得控除計、214.課税総所得、215.課税分短一般、216.課税分短軽減、217.課税分長一般、218.課税分長優良、219.課税分長居住、220.課税株式譲渡、221.課税上場株式、222.課税先物取引、223.課税山林所得、224.課税退職所得、225.課税肉牛売却、226.課税所得の合計金額、227.国一課税所得の合計金額、228.算出所得割一総所得、229.算出所得割一分短一般、230.算出所得割一分短軽減、231.算出所得割一分長一般、232.算出所得割一分長優良、233.算出所得割一分長居住、234.算出所得割一株式譲渡、235.算出所得割一上場株式、236.算出所得割一先物取引、237.算出所得割一山林所得、238.算出所得割一退職所得、239.算出所得割一肉牛売却、240.算出所得割一上場株式配当、241.算出所得割一合計、242.人的控除差調整額、243.配当控除、244.外国税額控除、245.配当割額控除額、246.株式等譲渡所得割額控除額、247.住宅取得控除、248.寄附金税額控除、249.国一投資リース等税額控除、250.国一住宅取得控除、251.国一政党等寄付金控除、252.国一耐震改修控除、253.国一電子申告特別控除、254.調整額、255.所得割額、256.均等割額、257.年税額、258.国一所得税額、259.特徴期割一所得割、260.特徴期割一均等割、261.特徴期割一合計、262.普徴期割一所得割、263.普徴期割一均等割、264.普徴期割一合計、265.期割一所得割、266.期割一均等割、267.期割一合計、268.特例条文、269.月割額、270.在籍指定番号、271.在籍個人番号、272.期割額、273.過年度調定年度、274.過年度期割額、275.年特期割一所得割、276.年特期割一均等割、277.年特期割一合計、278.課税上場株式配当、279.回数割額、280.年少扶養、281.国一基準国税額、282.国一復興特別国税額、283.個人番号、284.ジョブネットID、285.ユーザ領域、286.異動の事由、287.異動の事由コード、288.異動後の未徴収税額の徴収方法、289.異動後指定番号、290.異動後受給者番号、291.異動前指定番号、292.回送先自治体コード、293.確定申告還付フラグ、294.確定申告損失フラグ、295.確定申告日、296.確定申告分離フラグ、297.寄附先自治体コード、298.給与支払者の個人番号法人番号、299.系統区分、300.計算エラーメッセージID、301.計算警告メッセージID、302.月割充当額、303.現受給者番号、304.個人法人区分、305.更正強制、306.合併前自治体コード、307.市税事務所コード、308.氏名フリガナ、309.次年度市申発送、310.次年度事業所廃止理由、311.住控適用数、312.住宅借入金等特別控除区分2、313.出力順位、314.処理状態区分、315.所得金額調整控除対象フラグ、316.所得控除の適用順序、317.新しい勤務先の指定番号、318.新しい勤務先判別コード、319.新受給者番号、320.申告支援システム連携フラグ、321.税額通知書宛名番号、322.専従者一続柄、323.送付希望区分、324.帳票ID、325.徴収済額終了年月、326.訂正区分、327.電話番号、328.同配区分、329.特別控除対象配偶者フラグ、330.特別徴収開始月、331.特別徴収義務者コード、332.年少扶養、333.年度区分、334.納期限変更フラグ、335.納期特例前月割額、336.納税者ID、337.納入開始月、338.納入月、339.配偶者一被扶養者の国外居住、340.配特区分、341.番号連携SV公開開始日、342.番号連携SV公開終了日、343.被扶養専従者区分、344.被扶養専従者特定区分、345.非課税人数、346.扶養区分、347.扶養親族一年少、348.扶養専従主宛名番号、349.普徴切替理由、350.普通徴収納付済期、351.普通徴収納付済期区分、352.賦課減免該当フラグ、353.賦課特徴該当フラグ、354.賦課年金特徴該当フラグ、355.賦課普徴該当フラグ、356.近隣有無フラグ、357.補助使用領域、358.減免調査区分、359.住民税世帯課税、360.森林環境税免除

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手（紙、電子データ） → 納税者本人が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 3 住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 3 住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。 1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 3 住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	1 本人から個人番号の提供を求める場合 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により確認する。 2 代理人から個人番号の提供を求める場合 本人からの委任状を確認するとともに、代理人の個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により確認する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 本人から個人番号の提供を求める場合 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により真正性を確認する。 2 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類の提示がない場合 住民基本台帳ネットワークシステムにより入手した個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管しており、疑義が生じた場合は調査する。 2 窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 3 収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 4 入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

特定個人情報入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。

1 紙媒体に対する措置

(1) 特定個人情報記載の紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については、定期的に管理責任者がチェックする。

(2)窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

2 電子データに対する措置

(1) 特定個人情報記録された電子データについて、電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。

(2)電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線を用いる。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1 団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。 2 団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 3 宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 個人住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。 2 個人住民税システムには、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	職員については生体認証を、他部署の職員による閲覧については利用日のみユーザIDを有効にしてパスワード認証を行った後、業務システムにログインする。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 職員には、所属長からの申請に基づき、ユーザIDを発行し、一元管理する。 2 職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 3 退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 4 アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 操作者の担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与する。 2 共有IDは禁止し、個人に対してIDを発行する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 アクセス記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など 2 アクセスログは一定期間保管し、必要に応じて解析する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 2 地方税法第22条及び地方公務員法第60条第2号に秘密漏えいに関する罰則が規定されている。 3 アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 4 個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 2 地方税法第22条及び地方公務員法第60条第2号に秘密漏えいに関する罰則が規定されている。 3 クライアント端末にデータを保存することを不可能にしている。 4 システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に特定個人情報保護ファイルの複製はできないよう権限を管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 従業者には離席時のログオフを義務づける。 2 一定時間操作が行われない場合は、スクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用を開始する前に、吹田市情報セキュリティ部会にて、特定個人情報の管理やシステムの運用体制、技術的なセキュリティ対策等について審査を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1 委託の業務担当者名簿の提出を求め、その中から必要最小限の範囲の担当者にアクセス権限を付与することにより、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限する。 2 各担当者には、業務のため必要な範囲のアクセス権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの操作履歴(ログ)を記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託業務の範囲以外で、委託先による特定個人情報の利用や提供は認めない。 2 委託業務の状況に関する定期的な報告書により、ルール遵守状況を確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバ内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 2 特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 3 委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 データを格納する記録媒体の廃棄にあたっては、記録媒体を初期化し、乱数を書込む等適切な措置を施し、処理日時、処理内容等を記録する。 2 特定個人情報を情報を消去した場合、書面で報告させる。 3 必要があれば、現地調査も可能としている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育 9 必要があると認めるときは実地の調査を行うことができる規定等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に再委託を可能としている。その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象：納税通知書 郵送した日時（郵便局へ引き渡した日時）を記録する。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象：扶養正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 対象：地方税法第294条第3項に基づく通知（294-3通知）、資料回送 郵送した日時（郵便局へ引き渡した日時）を記録する。 なお、上記記録については1年分保存する。 【移転】 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 （移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる）	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。また、管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養正情報については国税連携システムを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 地方税法第294条第3項に基づく通知（294-3通知）、資料回送については、定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【移転】 移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある共通基盤システム上でやりとりする。共通基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたもののしかやりとりできない方式とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システムの的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書の提供については、従来どおり、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養是正情報の提供については、国税連携システムへの送信を確実に行う。 ・294-3通知、資料回送については、従来どおり、送付先の他市町村の確認を徹底する。 ・移転については、移転先と共通基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報をUSBメモリ等の媒体を用いて移転する場合、データ暗号化の措置をしたうえで行う。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 1 権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 2 定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 中間サーバの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確さはシステムで担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 1 権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 2 外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確認している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ ・中間サーバに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え、管理責任者の承認を得た上で登録する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <吹田市における措置> 1 サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 2 サーバ室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 3 サーバ室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 4 事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <証明書交付センターにおける措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ベンダクラウドにおける措置> 1 サーバ室出入口及び建物内外に監視カメラを設置し、24時間有人監視を実施する。 2 静脈認証による入退室管理とラックの電気錠による管理を行う。 3 金属探知機を使用した持込禁止物の管理及び検疫ステーションでの持込パソコンのセキュリティチェックを実施する。 4 サーバの置かれているセンター内に複数のセキュリティエリアを設置し、権限に応じて入退室を管理する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	＜吹田市における措置＞ - 不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 - ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 - 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ - 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 - 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 - 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜証明書交付センターにおける措置＞ - 証明書交付センターと市の証明書交付システムの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 - 上記の回線におけるデータ通信は暗号化されている。 ＜コンビニ事業者等における措置＞ - キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 - パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ - 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 - 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 - 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 - ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜ベンダクラウドにおける措置＞ - 毎朝パターンファイルを更新するウイルス対策ソフトを導入し、マルウェア、ウイルス、不正侵入をリアルタイムで検出する。 - ネットワークは全て閉域ネットワークで構成され、外部からの不正アクセスを防止する。 - Webアクセス通信を暗号化し、クライアント端末から負荷分散装置までの通信を暗号化する。 ＜証明書交付システムにおける措置＞
⑦バックアップ	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれ残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。			
	再発防止策の内容	本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。			
⑩死者の個人番号		[保管している]		<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者の個人番号の場合と同様の安全管理を実施する中で、特定個人情報を保管している。			
その他の措置の内容		—			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 個人番号を含め宛名情報については、宛名システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住登外システムとの整合処理を定期的の実施する。 2 個人住民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため受付時のままの状態に保管する。(これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また住民税の個人基本情報、賦課情報は常に最新化する) ＜証明書交付システムにおける措置＞ ・年度更新時に古くなった不要な税情報を消去するようにしているため、古い情報のまま保有され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 3 紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜ベンダクラウドにおける措置＞ 1 保守満了/使用予定期間満了等により機器の更改を行う際や、故障等により記録媒体の部品交換を行う際、ハードディスク交換・破棄は、データの復元が不可能な状態で行う。 2 上記の実現のため、物理ディスクドライブ全体を暗号化し、また、ディスクドライブを物理ストレージから物理的に取り出した状態では、データを復号することはできない方式を取っている。これにより、ディスクドライブの交換・廃棄を行う場合には、データの復元が不可能な状態で廃棄する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜コンビニ事業者等における措置＞ 1 キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 2 キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届け出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者の間で締結されている。 3 キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 4 各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。 5 店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<吹田市における措置> 年に1回、担当部署において自己点検を実施し、評価書記載事項と運用実態のチェックを行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<吹田市における措置> 吹田市情報セキュリティ内部監査実施要領に基づき、以下の観点による内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 1 評価書記載事項と運用実態のチェック 2 個人情報保護に関する規定、体制整備 3 個人情報保護に関する人的安全管理措置 4 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 5 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドおよびベンダクラウドにおける措置> ガバメントクラウドおよびベンダクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<吹田市における措置> 1 職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 2 委託業者に対しては、契約内容の中に個人情報保護に関する研修の実施を義務付ける。 3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<ベンダクラウドにおける措置>

クラウド提供事業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 市民部 市民総務室 情報公開担当 電話:06-6384-1456
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税ファイル
公表場所	吹田市役所 市民部 市民総務室 情報公開担当
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:050-1721-2523
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	吹田市民の意見の提出に関する条例に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施した。パブリックコメントの実施に際しては、「市報すいた」に記事を掲載し、市ホームページ及び市役所本庁にて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	令和6年1月22日から令和6年2月21日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	選挙に関係する人に、課税の情報(①個人住民税事務②固定資産税事務③軽自動車税事務④収納事務⑤滞納整理事務の情報)を閲覧されるのではないかと懸念があった。
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はなし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年3月19日
②方法	吹田市個人情報保護審議会による第三者点検を受けた。
③結果	個人情報の取扱いについて、以下の内容の答申があった。 本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づき点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]